

No.75

国保だより

<https://www.miyagi-kokuho.or.jp>

IS 663164 / ISO 27001

～宮城県国民健康保険団体連合会は、

I S M S の国際規格「ISO/IEC27001」の

認証取得団体です～

保険医療機関・保険調剤薬局の皆様へ

再審査申立の締切日の変更について

令和8年3月から再審査申立の締切日を毎月 10 日から毎月末日に変更いたします。また、オンライン請求機関において再審査申立を行う場合は、オンライン請求システムによる申立にご協力をお願いします。請求方法については、オンライン請求システムに格納されている「オンライン請求システム操作手順書【運用編】(医療機関・薬局用)」を参照してください。

※3月の締切日…3月 10 日、3月 31 日

4月以降の締切日…毎月末日

オンライン請求システムによる再審査申立のデータ入力について

再審査申立の際は、次の①～⑧の照合項目の入力が必須となります。これらの項目が全て一致しないと、該当被保険者の特定ができず、申立を受付することができません。該当被保険者を特定できない場合は、本会から申立機関に連絡しますので、該当箇所を訂正の上、再度申立の登録をお願いします。

照合項目

- ①保険医療機関(薬局)コード
(県番2桁+7桁)
※県番2桁は宮城県の場合は 04
- ②診療年月(和暦)
- ③保険者番号
※全角8桁になります。国保の場合は保険者番号の頭に「00」を付けて全角8桁で入力してください。
(例)国保 041234→00041234
後期 39041234→39041234
- ④被保険者記号
- ⑤被保険者番号(枝番の入力は不要です。)
- ⑥請求点数
※本会に請求した時点での保険請求点数になります。査定後の点数ではありません。
- ⑦生年月日(和暦)
- ⑧氏名(カナ)

その他注意事項

突合審査における再審査申立種別は「突合再審査」です

突合審査の結果について再審査申立を行う場合、

①「理由」欄の再審査等対象種別は「2:突合再審査」を選択してください。

②「再審査対象種別が突合再審査のとき、相手方薬局」欄に相手方薬局のコード(※)を入力してください。

※「相手方薬局のコード」には、申立を行いたい該当レセプトの「増減点・返戻通知書」又は「過誤・再審査結果通知書」の備考欄に記載されている相手方薬局のコードを入力します。入力した薬局コードが誤っていると、再審査ができませんので注意してください。

減点事由は「A」～「D」で入力となります

減点事由は「増減点・返戻通知書」、又は「過誤・再審査結果通知書」の事由欄に記載されている「A」～「D」のいずれかを入力してください。縦覧、横覧、突合のように2桁で記載されている場合は、次の(例)のように「J」「Y」「T」を除外した「A」～「D」のいずれかを入力してください。

(例) 縦覧審査 JA→A

横覧審査 YB→B

突合審査 TC→C

減点内容・請求理由は全角で入力となります

減点内容・請求理由は全角で入力してください。「ー」「～」「／」「%」「mg」「ml」等は半角を使用しないように注意してください。

同一レセプトについては突合審査と突合審査以外の再審査申立は同月にできません

突合審査と突合審査以外の再審査を同月に行った場合は、同月に審査できません。先に申立した再審査結果通知を受け取った後に、もう一方の申立をお願いします。

支払額決定通知書等の再発行

診療(調剤)報酬等支払額決定通知書等は、確定申告等に必要となる書類です。大切に保管されますようお願いいたします。万一紛失やダウンロード可能期間を過ぎてしまった場合、再発行の手続きが必要となります。本会ホームページから「診療(調剤)報酬等支払額決定通知書等再発行依頼書」の様式を印刷し、所要事項を記載の上、本会審査管理課宛てに送付してください。また、送付の際には返信用封筒(医療機関等住所と宛名を記載し、切手を貼付したもの)を同封してください。なお、依頼書が本会に届いてから発送するまで1週間程度かかります。

※本会ホームページ(<https://www.miyagi-kokuho.or.jp>)

「宮城県国民健康保険団体連合会」→「医療機関のみなさまへ」→「支払額決定通知書等の再発行」

レセプトの取下申出

オンライン請求システムを導入している医療機関等においては、当月請求分以外のレセプトの取下申出は、原則オンラインで送信してください。

なお、当月請求分は紙様式「診療(調剤)報酬明細書取下申出」を提出してください。(紙様式は本会ホームページからダウンロードできます。)

※本会ホームページ(<https://www.miyagi-kokuho.or.jp>)

「宮城県国民健康保険団体連合会」→「医療機関のみなさまへ」→「取下申出・再審査申立」

レセプト取下 申出区分	申出機関	対象保険者	提出方法・期限	提出先
当月請求分	全保険医療機関等	県内保険者	紙様式「診療(調剤)報酬明細書取下申出」提出月の25日(12月は20日)必着	本会 (期日を過ぎた場合は「当月請求分以外」を参照)
		県外保険者	紙様式「診療(調剤)報酬明細書取下申出」提出月の15日必着	
当月請求分 以外	オンライン請求システム導入機関	県内保険者 県外保険者	原則オンライン(随時)	オンライン請求システム
	オンライン請求システム未導入機関	県内保険者	該当県内保険者へ連絡(随時)	県内保険者(※1)
		県外保険者	紙様式「診療(調剤)報酬明細書取下申出」(随時)	本会(※2)

※1…県内保険者宛て取下申出を保険者へ郵送する際には、宛先に誤りがないか確認の上、送付してください。(宮城県後期高齢者医療広域連合宛て郵便が宛先誤りのため本会へ送付されることが散見されます。)

※2…県外保険者宛ての場合、レセプトの返戻まで4～6か月程度かかります。

※3…申出日は毎月5日から月末までとなりますが、申出日により以下のとおり受付月が異なります。

5日～25日(12月は5日～20日)…当月受付

26日～月末(12月は21日～月末)…翌月受付

「国保だより」のバックナンバーについて

国保だよりのバックナンバーは、本会ホームページ(<https://www.miyagi-kokuho.or.jp>)からご覧いただけます。

➤「宮城県国民健康保険団体連合会」→「医療機関のみなさまへ」→「お知らせ」→「国保だよりバックナンバー」

診療（調剤）報酬の提出及び支払予定日等について

令和8年4月以降の診療（調剤）報酬請求書の提出協力日等は、以下のとおりですので早期提出にご協力をお願いします。

窓口における受付時間は、各日とも午前9時から午後5時までとなっております。

郵送又は宅配による提出の場合は、毎月10日の午後5時までに到着するように提出してください。

○お願い
社会保険乳幼児医療費請求書及び助成申請書等は毎月10日必着
で送付してください。

※10日消印では間に合いません。お早めに発送をお願いします。

※11日以降に届いた書類は、受付できないため返却させていただく場合がございます。

2026年度 診療報酬請求書等提出期限・診療報酬支払予定日日程表

区分等 提出月	オンライン、磁気媒体又は紙レセプト請求		医療機関支払予定日		
	提出協力日	提出期限		早期支払(※1)	早期支払以外
令和8年4月	9日(木)	毎月10日 ※オンライン請求について受付・事務点検 ASP 結果の訂正は、12日が提出期限となります。	令和8年4月	20日(月)	28日(火)
令和8年5月	8日(金)		令和8年5月	20日(水)	28日(木)
令和8年6月	9日(火)		令和8年6月	22日(月)	29日(月)
令和8年7月	9日(木)		令和8年7月	21日(火)	30日(木)
令和8年8月	7日(金)		令和8年8月	20日(木)	28日(金)

※1 早期支払の対象となるのは、電子レセプト請求の届出をしている医療機関等です。

※2 「特定健診・特定保健指導」、「介護給付費」等の支払に関する日程表については、本会ホームページ(<https://www.miyagi-kokuho.or.jp>)を確認してください。

※3 令和8年5月10日は日曜日となっています。普通扱いとする郵便で提出する際は注意してください。

令和8年度診療報酬等改定情報について

厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp>)に最新情報が掲載されております。

➤厚生労働省トップページ→政策について→分野別の政策一覧→健康・医療→医療保険→診療報酬関連情報→令和8年度診療報酬改定
 令和8年度薬価改定

発行月： 令和8年3月
 発行所： 仙台市青葉区上杉1丁目2番3号
 宮城県国民健康保険団体連合会
 発行人： 事務局長 早坂敏幸
 URL： <https://www.miyagi-kokuho.or.jp>
 (審査業務課) TEL：022-222-7075
 (審査管理課) TEL：022-222-7074
 (情報管理課) TEL：022-222-7170